

岡山市水道局建設工事総合評価一般競争入札の試行に関する要綱

平成21年3月31日

市水道局訓令第16号

岡山市水道局建設工事総合評価一般競争入札の試行に関する要綱（平成19年市水道局訓令第26号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、岡山市水道局建設工事一般競争入札実施規程（平成21年市水道局管理規程第15号。以下「一般競争入札実施規程」という。）に定めるものを除くほか、岡山市水道局（以下「局」という。）が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約に係る総合評価一般競争入札の試行に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合評価一般競争入札 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式の一般競争入札をいう。
- (2) 特別簡易型 技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性を確保するため、同種工事の経験、工事成績等に基づき、技術力及び価格を総合的に評価する総合評価一般競争入札をいう。
- (3) 簡易型 技術的な工夫の余地が比較的小さい工事において、施工の確実性を確保するため、簡易な施行計画、同種工事の経験、工事成績等に基づき、技術力及び価格を総合的に評価する総合評価一般競争入札をいう。
- (4) 標準型 技術的な工夫の余地が大きい工事であって、局が求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合において、安全対策、交通及び環境への影響、工期の短縮等の観点から技術提案を求め、技術提案に係る具体的な施工計画、同種工事の経験、工事成績等と併せて技術力及び価格を総合的に評価す

る総合評価一般競争入札をいう。

(5) 高度技術提案型 技術的な工夫の余地が大きい工事であって、構造物の品質向上を図るための高度な技術提案を求める場合において、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観、ライフサイクルコスト等の観点から高度な技術提案を求め、技術提案に係る具体的な施工計画、同種工事の経験、工事成績等と併せて、技術力及び価格を総合的に評価する総合評価一般競争入札をいう。

(6) 許容価格 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を含んだものをいう。

(7) 税抜き許容価格 許容価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。

(対象工事)

第3条 総合評価一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事とする。ただし、緊急を要する場合その他総合評価一般競争入札により難い特別の事由があるときは、この限りでない。

(1) 特別簡易型 許容価格1億円以上の工事

(2) 簡易型、標準型又は高度技術提案型 次のいずれかに該当する工事で、岡山市水道局競争入札参加資格等審査委員会規程（平成16年市水道局管理規程第14号）第2条に規定する岡山市水道局競争入札参加資格等審査委員会（以下「入札審査委員会」という。）が指定する工事

ア 入札者の提示する施工計画によって、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が示す仕様にに基づき適切で確実な施工を行う能力に相当程度の差異が生ずると認められる工事

イ 入札者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）によって、工事価格に工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費を含むライフサイクルコストを加えた総合的なコストに、相当程度の差異が生ずると認められる工事

ウ 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の

初期性能の持続性，強度，安定性等の性能及び機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事

エ 環境の維持，交通の確保，特別な安全対策，省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって，入札者の提示する性能等によって，工事価格の差異に比して対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事

オ その他特に簡易型，標準型又は高度技術提案型によることが適当であると認められる工事

(学識経験者の意見聴取)

第4条 管理者は，総合評価一般競争入札を行おうとする場合において，令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは，令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）第12条の4の規定に基づき，あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 管理者は，前項の規定による意見の聴取の際に，令第167条の10の2第5項の規定に基づき，併せて，当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし，改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には，当該落札者を決定しようとするときに，施行規則第12条の4の規定に基づき，あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 学識経験者の意見聴取は，文書の受け渡し（電子メールを含む。）の方法，個別面談の方法又は会議の方法により行うものとする。

(技術評価委員会の設置)

第5条 総合評価一般競争入札を実施する場合において，価格以外の技術的な要素の審査，評価を行うため，岡山市水道局建設工事総合評価一般競争入札技術評価委員会（以下「技術評価委員会」という。）を設置する。

2 技術評価委員会は，委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は，統括審議監をもって充て，委員長に事故があるときは，あらかじめ委

員長が指名する委員がその職務を代理する。

4 委員は、審議監（配水担当）、審議監（水道センター担当）、管財課長、配水課長、工事施工担当課所長及び委員長が指名する者をもって充てる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の職員を委員に加えることができる。

（落札者決定基準）

第6条 管理者は、総合評価一般競争入札を実施しようとするときは、評価基準、評価の方法その他の基準を内容とする落札者決定基準を定めるものとする。

2 前項の落札者決定基準は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる方法により、第1号は技術評価委員会、第2号は岡山市水道局技術審査委員会設置要綱（平成17年市水道局訓令第26号）第1条に規定する岡山市水道局技術審査委員会（以下「技術審査委員会」という。）における審議を経て、入札審査委員会において定めるものとする。

(1) 特別簡易型又は簡易型 評価の方法は、入札者から提出された技術資料に基づき各評価項目を点数化した得点の合計点（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除したものを総合評価点とする除算方式によるものとし、具体的な評価の方法、評価基準等は、総合評価一般競争入札（特別簡易型・簡易型）落札者決定基準（平成21年市水道局訓令第17号。以下「落札者決定基準」という。）の規定によるものとする。

(2) 標準型又は高度技術提案型 評価の方法は、前号に規定する除算方式又は入札者の入札価格に基づいて算定した価格評価点に、技術評価点を加えたものを総合評価点とする加算方式のいずれかによるものとし、評価基準は、対象工事の目的及び内容により必要とされる技術的要件に応じて定めるものとする。

（許容価格の決定）

第7条 管理者は、新技術、特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求める場合においては、提案及びそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用することができるように許容価格を決定することができるものとする。

(入札の公告)

第8条 管理者は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について岡山市水道局契約規程（平成2年市水道局管理規程第13号。以下「契約規程」という。）第5条の規定により公告をするときは、同条の規定により公告をしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても公告しなければならない。

- (1) 総合評価一般競争入札を実施する工事である旨
- (2) 当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準
- (3) 提出を求める技術資料の内容及び提出期限
- (4) その他総合評価一般競争入札の実施に必要な事項
(技術資料の提出)

第9条 総合評価一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる技術資料を、前条に規定する公告で指定する日（以下「提出期限」という。）までに、公告で指定する方法により提出しなければならない。

- (1) 特別簡易型
 - ア 技術資料提出書
 - イ 施工実績調書
 - ウ 配置予定技術者調書
 - エ 企業の体制に関する調書
- (2) 簡易型
 - ア 前号に掲げる技術資料
 - イ 工程表・施工計画に係る技術的所見
 - ウ 施工に関する課題に係る技術的所見
 - エ 品質管理に係る技術的所見
- (3) 標準型又は高度技術提案型

対象工事の目的及び内容により必要とされる技術的要件に応じて定めるものとする。

2 前項に規定する技術資料の様式は、様式第1号から様式第7号までを基準として、

対象工事ごとに定めるものとする。

- 3 第1項に規定する技術資料を郵送により提出するときは、岡山大学町郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便により、提出期限までに当該郵便局に到着するように郵送しなければならない。
- 4 管理者は、必要があると認めるときは、技術資料の作成について説明会を実施するものとする。
- 5 提出された技術資料は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- 6 技術資料の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(技術評価点の算定)

第10条 前条の規定に基づき、入札参加者から提出された技術資料（税抜き許容価格を超える価格で入札書を提出した者及び岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱（平成17年市水道局訓令第30号）第7条第2項に規定する予備調査で失格した入札者（以下「予備調査失格者等」という。）から提出されたものを除く。）は、次に掲げる区分に従って評価を行い、技術評価点を算定するものとする。

(1) 特別簡易型又は簡易型

落札者決定基準の規定に基づき、技術評価委員会において技術評価点を算定するものとする。

(2) 標準型又は高度技術提案型

第6条第2項第2号の規定により定めた評価基準に基づき、技術審査委員会での審査を経て入札審査委員会において技術評価点を算定するものとする。

- 2 技術評価委員会の委員長は、必要に応じて入札参加者に対して技術資料に関する説明を求めることができるものとする。

(無効の入札)

第11条 岡山市水道局建設工事電子入札実施要綱（平成21年市水道局訓令第41号。以下「電子入札実施要綱」という。）第12条及び岡山市水道局建設工事郵便入札実施要綱（平成21年市水道局訓令第21号。以下「郵便入札実施要綱」という。）第10条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 提出期限までに技術資料及び添付資料（以下「技術資料等」という。）の全部又は一部を提出しない者がした入札
- (2) 技術資料等を公告で指定する方法以外の方法で提出した者がした入札
- (3) 提出された技術資料等の全部又は一部に記載漏れがあり、適正な評価ができない入札
- (4) 提出された技術資料等に虚偽の記載をした者がした入札
- (5) 技術提案の内容が不適切で確実な施工が困難と認められる場合その他適正な評価ができない技術資料等を提出した者がした入札

（総合評価点の算定）

第12条 電子入札実施要綱第8条及び第10条第1項又は郵便入札実施要綱第8条第1項から第3項までの規定により開札を行った結果、電子入札実施要綱第10条第3項又は郵便入札実施要綱第8条第5項の規定により落札者の決定を保留したときは、次に掲げる区分に従い、電子入札実施要綱第10条若しくは郵便入札実施要綱第8条第3項又は前条の規定により無効となった入札書及び予備調査失格者等が提出した入札書を除く入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札者ごとの総合評価点を算定するものとする。

(1) 特別簡易型又は簡易型

第10条第1項第1号の規定により算定した技術評価点を当該入札者の入札価格で除すことにより、総合評価点を算定するものとする。

(2) 標準型又は高度技術提案型

第10条第1項第2号の規定により算定した技術評価点及び価格評価点又は入札価格に基づき、第6条第2項の規定により定めた評価の方法により、総合評価点を算定するものとする。

2 前項の規定に基づき総合評価点を算定した場合は、有効入札書を総合評価点の高い順に並び替えて順位を付し、第1順位の入札書を提出した者を電子入札実施要綱第10条第5項又は郵便入札実施要綱第8条第6項に規定する確認対象者とみなして電子入札実施要綱第12条又は郵便入札実施要綱第10条以下の規定を準用するものとする。

3 前項の規定により有効入札書に順位を付す場合において、総合評価点が同一の者が2人以上あるときは入札価格の低い順に順位を付し、入札価格も同一のときは当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとする。

4 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(落札者の決定)

第13条 電子入札実施要綱第14条から第16条まで及び郵便入札実施要綱第12条(第3項を除く。)から第14条までの規定は、落札者の決定について準用する。この場合において、郵便入札実施要綱第12条第2項中「確認対象者の次に低い価格」とあるのは「第2順位」に、「次順位者」とあるのは「第2順位者」に読み替えるものとする。

2 前項の場合において、落札者を決定しようとするときは、あらかじめ入札審査委員会の審査を受けるものとする。

(総合評価結果の公表)

第14条 管理者は、前条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者に対して落札決定を通知するとともに、一般競争入札実施規程第12条に規定する入札結果の公表に併せて次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 当該総合評価一般競争入札を行った理由
- (2) 落札者決定理由
- (3) 各入札参加者の価格評価点(価格評価点を算定する場合に限る。)
- (4) 各入札参加者の技術評価点
- (5) 各入札参加者の総合評価点

(落札者とならなかった者に対する理由の説明)

第15条 入札に参加した者で落札者とならなかった者は、前条に規定する公表を行った日の翌日から起算して14日以内に、管理者に対して落札者として決定されなかった理由の説明を求めることができる。

(技術資料の担保)

第16条 契約の締結に当たり、落札者が提示した技術資料のうち当該工事の施工に

関する提案内容については、設計図書の一部とする。

- 2 管理者は、落札者となった者が、契約締結後、受注者の責に帰すべき事由により、前項の規定により設計図書の一部となった提案内容を満たす施工が行われていないと判断した場合は、岡山市水道局工事成績評定要領（平成14年市水道局訓令第14号）第6条に規定する工事成績評定表の評定点を減ずる措置を講じるものとする。この場合において、技術資料の内容と施工内容に著しい差異があるときは、契約金額の減額、損害賠償の請求又は契約解除を行うことができるものとする。

（技術提案の保護等）

第17条 入札参加者から提出された技術提案については、その採否にかかわらず公表しないものとする。

- 2 提出された技術提案について、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当局が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する技術提案については、この限りでない。

（その他）

第18条 この訓令に定めるもののほか、総合評価一般競争入札の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

- 2 管理者は、第3条第2号に掲げる工事に係る総合評価一般競争入札の実施にあたり、特にこの訓令により難いと認めるときは、当該総合評価一般競争入札の実施に必要な事項を別に定めることができる。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に公告する工事から適用する。

附 則（平成21年市水道局訓令第53号）

この訓令は、平成21年8月1日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事総合評価一般競争入札の試行に関する要綱の規定は、同日以後に公告する工事から適用する。

附 則（平成22年市水道局訓令第18号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事総合

評価一般競争入札の試行に関する要綱の規定は、同日以後に公告する工事から適用する。

附 則（平成 23 年市水道局訓令第 23 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事総合評価一般競争入札の試行に関する要綱の規定は、同日以後に公告する工事から適用する。

附 則（平成 24 年市水道局訓令第 16 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事総合評価一般競争入札の試行に関する要綱の規定は、同日以後に公告する工事から適用する。

附 則（平成 25 年市水道局訓令第 11 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事総合評価一般競争入札の試行に関する要綱の規定は、同日以後に公告する工事から適用する。

附 則（平成 26 年市水道局訓令第 9 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年市水道局訓令第 11 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事総合評価一般競争入札の試行に関する要綱の規定は、同日以後に公告する工事から適用する。

附 則（平成 28 年市水道局訓令第 14 号）

この訓令は、平成 28 年 7 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事総合評価一般競争入札の試行に関する要綱の規定は、同日以後に公告する工事から適用する。

附 則（平成 29 年市水道局訓令第 8 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事総合評価一般競争入札の試行に関する要綱の規定は、同日以後に公告する工事から適用する。

様式第1号（第9条関係）

技術資料提出書（単体用）

年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

所在地

商号又は名称

代表者名

印

年 月 日付で公告のあった 工事
の総合評価一般競争入札について、次のとおり技術資料を提出します。

なお、技術資料及び添付資料の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

提出する技術資料（添付資料を含む。）

提出の有無	技術資料名
	施工実績調書
	配置予定技術者調書
	企業の体制に関する調書
	工程表・施工計画に係る技術的所見
	施工に関する課題に係る技術的所見
	品質管理に係る技術的所見

注） 提出する技術資料の「提出の有無」欄に○印を付けてください。

様式第1号の2（第9条関係）

技術資料提出書（共同企業体用）

年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

特定建設工事共同企業体

代表者 所在地
商号又は名称
代表者名 印

構成員 所在地
商号又は名称
代表者名 印

構成員 所在地
商号又は名称
代表者名 印

年 月 日付で公告のあった 工事
の総合評価一般競争入札について、次のとおり技術資料を提出します。
なお、技術資料及び添付資料の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

提出する技術資料（添付資料を含む。）

提出の有無	技術資料名
	施工実績調書
	配置予定技術者調書
	企業の体制に関する調書
	工程表・施工計画に係る技術的所見
	施工に関する課題に係る技術的所見
	品質管理に係る技術的所見

注） 提出する技術資料の「提出の有無」欄に○印を付けてください。

様式第2号（第9条関係）

施 工 実 績 調 書

（会社名 _____）

〔今回発注工事名： _____〕

工 事 名	
発 注 者	
請 負 者	
施 工 場 所	
請負代金額	円 ※ 共同企業体の場合は出資比率を記入してください。 %
工 期	年 月 日～ 年 月 日
配置技術者氏名	
技術者の区分	監理技術者・主任技術者
CORINS 登録の有無	有（CORINS 登録番号 _____）・無
工 事 概 要	※ 工法・規模等同種工事であることが確認できる内容を記載してください。

注1) 別に定める同種工事施工実績に該当する工事のうち規模が最大のものについて記載してください。

注2) 記載した工事の財団法人日本建設情報総合センター（CORINS）の竣工時の登録内容確認書の写し（土木工事を除き、CORINS登録がない場合は契約書の写しでも可。）を添付してください。ただし、竣工時の登録内容確認書の写し又は契約書の写しだけでは同種工事であることが確認できない場合は、平面図、構造図、工事数量総括表等工法、規模等が確認できる資料を必ず添付してください。

注3) 岡山市水道事業等建設工事共同請負制度取扱規程（昭和52年市水道局管理規程第15号）第1条に規定する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を結成して入札に参加する場合は、共同企業体の代表者（以下「第1構成員」という。）の施工実績についてのみ記載してください。

様式第3号（第9条関係）

配置予定技術者調書

（会社名 _____）

〔今回発注工事名 _____〕

配置予定技術者氏名		
最終学歴及び経験年数		経験年数 年
取得している 法令による免許等		
工 事 経 験	工 事 名	
	発 注 者	
	請 負 者	
	施 工 場 所	
	請負代金額	円 ※ 共同企業体の場合は出資比率を記入してください。 %
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	従事した役職	監理技術者・主任技術者
	CORINS 登録の有無	有（CORINS 登録番号 _____）・無
	工事概要	※ 工法・規模等同種工事であることが確認できる内容を記載してください

- 注1) 配置予定技術者は、入札日時時点で工事に配置していない者に限ります。
- 注2) 取得している免許等が確認できる資料及び社会保険加入関係書類等常時雇用の証となるものの写しを添付してください。
- 注3) 「工事経験」欄には、別に定める工事経験又は同種工事施工実績に該当する工事のうち規模が最大のものについて記載してください。
- 注4) 「工事経験」欄に記載した工事のCORINSの竣工時の登録内容確認書の写し（土木工事を除きCORINS登録がない場合は契約書の写しでも可。）を添付してください。ただし、竣工時の登録内容確認書の写し又は契約書の写しでは同種工事であることが確認できない場合は、平面図、構造図、工事数量総括表等工法、規模等が確認できる資料を必ず添付してください。
- 注5) 共同企業体を結成して入札に参加する場合は、すべての構成員の配置予定技術者について作成してください。ただし、第1構成員以外の構成員の配置予定技術者については、「工事経験」欄の記載は不要です。

様式第 4 号（第 9 条関係）

企業の体制に関する調書

（会社名 _____）

〔今回発注工事名 _____〕

項 目	区 分	添 付 資 料
岡山市水道局における優良工事施工業者表彰の回数（5年以内）	有（ 回） 無	
ISO9000 シリーズ又は 14000 シリーズ認証取得の有無	9000 シリーズ（有・無） 14000 シリーズ（有・無）	登録証（認証状）の写し
建設業労働災害防止協会加入の有無	有・無	建設業労働災害防止協会加入証明書（3月以内に発行されたものに限る。）
岡山市と災害時における防災協力に関する協定書を締結している団体への加入の有無	有・無	当該団体への加入を証する書類

注 1) 「区分」欄の該当する項目に○印を付け、必要事項を記載するとともに、「添付資料」欄に記載した資料を必ず添付してください。

注 2) ISO 認証取得とは、財団法人日本適合性認定協会（JAB）によって認定・登録された審査登録機関から発行された有効期間内の登録証（認証状）を取得していること（定められたサーベイランス審査を受けていること）又は国際認定機関フォーラム（IAF）相互承認グループに加盟している認定機関から審査登録機関として認定された機関発行の有効期間内の登録証（認証状）を取得していること（定められたサーベイランス審査を受けていること）をいいます。

注 3) 共同企業体を結成して入札に参加する場合は、すべての構成員について作成してください。

様式第6号（第9条関係）

施工に関する課題に係る技術的所見

〔今回発注工事名
（会社名又は共同企業体名）〕

施工に関する課題	
----------	--

課題の設定理由	
---------	--

(具体的な施工計画)

様式第7号（第9条関係）

品質管理に係る技術的所見

（会社名又は共同企業体名）

〔今回発注工事名〕

品質管理の対象	
---------	--

対象の設定理由	
---------	--

(具体的な品質管理方法)
